

強制動員真相究明と情報公開

小林 久公 (強制動員真相究明ネットワーク 事務局長)

1. はじめに

強制動員真相究明ネットワークは、韓国に強制動員被害真相究明委員会が立ち上がったことを契機に、そこと連携しながら強制動員問題の解決に寄与するために設立した日本の市民、研究者の全国ネットワークです。これまでに遺骨問題の調査や強制動員関係の資料調査、体験者からの聞き取りなどを行ってきました。

私たちの先行調査の一つに故金英達氏の業績があります。この度の判決で全部公開が決まった文書番号 1744 の中に『朝鮮人移入労務者数』(1962年 北東アジア課作成)があります。この文書のコピーを金英達氏は既に入手し、神戸中央図書館で所蔵公開されていますが、この度、それが全面公開となったことの意義はとても大きいと思われます。

国立公文書館に『日韓請求権問題参考資料』(1963年 大蔵省理財局外債課作成)に、これと同一内容が記載されていますが、本年7月の開示決定で墨塗りをして開示してきました。

その理由は、公文書管理法に特定歴史公文書の公開にあたり、関係省庁の意見を聞かなければならず、その「当該意見を参酌しなければならない」とされているからです。この一部不開示に対して、行政不服申立てをしており、去る12月14日に内閣府の公文書管理委員会に諮問されています。

この規定は、旧国立公文書館法にはありませんでしたので国立公文書館は、独自の判断で公開を決めることができました。その時期に全部公開で出てきたのが『経済強力韓国105』の文書です。この文書の内容を李洋秀さんが意見書(甲第144号証)に反映され今回の判決に大きく役立つたと感謝しております。

2. 公文書管理法の問題点の一例と裁判の意義

政府側『準備書面(17)』(138ページ)で、かつては情報公開法第5条で不開示とされていた文書が、「外交資料館に移管されるとしても、(中略)、外務大臣は、公文書管理法及び規則に基づいて当該文書を非公開とすることとなる」と述べています。

これは重大問題です。一般の省庁の行政文書は、その後「特定歴史公文書」として公文書館に移管され、前述のような問題点はあるにせよ公開、非公開の権限は国立公文書館長が持つこととなります。

しかし、外務省においては、「特定歴史公文書」が、国立公文書館に移管される事はなく、外務省の組織内の「外交史料館」に送られ、公開、非公開の権限は引き続き外務大臣が持つことになるからです。それは外交史料館が、公文書管理法の政令施設となっているからです。¹

このことは、外務大臣が隠蔽を決意したならば、市民は一生その隠蔽された文書を見る事が出来ない制度が温存されているということです。この政府の隠蔽システムを打破することが求められており日韓会談文書公開裁判がその役割を担っていると思われます。

3. 政府の強制動員被害調査の実態

『衆議院議員近藤昭一君提出朝鮮人強制連行・強制労働に関する質問に対する答弁書』(2002年)で、政府は「いわゆる朝鮮人徴用者等の問題については、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認している。」、「いわゆる朝鮮人徴用者等に関する「調査や関係資料の公表」について、日本政府に法的義務があるわけではない」と述べています。

また、『衆議院議員近藤昭一君提出朝鮮人強制連行・強制労働に関する質問に対する答弁書』(2003年)では、「いわゆる朝鮮人徴用者等に関する名簿については、各都道府県、各市区町村、いわゆる朝鮮人徴用者等を受け入れていた可能性がある民間事業所等に対し、韓国政府に提出することを目的として調査を依頼し、提供された情報を取りまとめて、平成三年及び平成四年に韓国政府に提出したものであること、当該名簿中に記載されている事項の大部分はその後に施行された行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)に規定する不開示情報に該当すること等から、政府として、現段階においてこれを一般に公開することは適当ではないと考えているところである」と述べています。

『参議院議員今野東君提出戦時下朝鮮人強制動員被害者の名簿など被害認定関係資料の調査と提供に関する質問に対する答弁書』(2008年)では、「韓国政府から、日本側に保管されている厚生年金名簿や供託書等の情報の提供が要請されており、政府としては今後とも可能な限り協力していく考えである。また、その他の御指摘の資料については、政府としては、韓国政府からその提供につき要請がある場合には、いかなる対応が可能か検討していく考えであるが、現時点において、これらの資料について網羅的に調査を行う考えはない。」と述べ、「旧国家総動員法により徴用された朝鮮半島出身者の人数については、把握していない」と述べています。

今回の判決で、「把握していない」としてきた朝鮮人移入労務者数』(1962年 北東アジア課作成)が全部公開となったのです。

たとえ「日韓請求権協定ですべて解決済み」であったとしても、政府は、日韓の間で何が問題とされ、何が、どのように解決されたのかについて、市民に説明する義務があると考えられますが、政府は、そのための調査も説明もしていないのが現状です。

ましてや「『調査や関係資料の公表』について、日本政府に法的義務があるわけではない」などと述べるのは帝王の姿勢そのものです。情報公開制度は、請求者に対し基本的に公表の義務を課しているからです。

政府は、強制動員を実施した本人であり、資料を隠しておきながら「徴用された朝鮮半島出身者の人数については、把握していない」との答弁を繰り返していましたが、この度の判決により、その数字の一部が公開されることとなりその意義は大変大きいと考えます。

4. 政府と裁判所が隠しているものは何か、誰に隠しているのか

判決は、多くの箇所の開示を認めましたが、基本的なところは政府の言い分を認める不十分なものになっています。強制動員真相究明の側面から考えると、前述のような大きな成果はありますが、それは既に公開されている内容の公開を認めたものであり、請求権問題に関する情報は、「北朝鮮との交渉上不利益を生ずるおそれがある」(判決書 96 ページ)として不開示としています。

そこには、請求権の項目・金額について「日本側が検討した具体的な解決策・査定の額等に関わる情報については、当該計算・査定の額の前提とされた実測的又は統計的な金額・数値を含め」既に公にされたもの以外を不開示としたことが書かれています。

まさに、「当該計算・査定の額の前提とされた実測的又は統計的な金額・数値」が歴史を語る事実なのであり公にされなければならないものなのです。

日本に強制動員された朝鮮人労働者の郵便貯金通帳が、ゆうちょ銀行に保管されていることが昨年判明しました。その数は数万冊と金融庁は回答していますが、その金額は公表していません。

政府が不服申立ての範囲に含めていない文書に「韓国請求権検討参考資料」(文書番号 1348)がありますが、その文書の 10 ページに「内地預入の朝鮮人預金」とあり、「終戦後内地に預金通帳を残したまま朝鮮に引揚げた朝鮮人の貯金通帳により算出した金額にその後の利子を加えたものその金額」と書かれ、その金額を裁判所は不開示として判決しています。その数字が、今まで公表されたことがないからです。

日韓請求権協定で解決済みとされ日本政府に没集された朝鮮人労働者の郵便貯金の金額がそこに書かれています。日本の市民は、何名分、幾らの金額を没収したかを知る必要があります。政府が隠しているのは、そのような歴史の事実なのです。

そして、政府がこの歴史的事実を隠しているのは、日本の市民に対してです。「北朝鮮」に対して隠そうとしているではありません。日本社会に対して隠そうしているのです。

これまでに公開された日韓会談文書を読むと、交渉にあたり政府が「国益」を守るために努力している姿が分かります。そこにあるのは日本国憲法がいう「恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚」している姿ではありません。

日本政府の交渉姿勢は、支払はなければならない法的義務を認めながらも、支払いを出来るだけ少なく値切ろうとする守銭奴の姿勢です。政府は、品格を捨て、憲法の理念を捨て、如何に値切るかに腐心しています。それが「国益」だと信じ、醜い姿をしています。

この政府の醜い姿を日本の市民に知られたくない、隠したいというのが外務官僚の本当の気持ちなのではないでしょうか。

そして、本来支払うべき金額を幾らまで値切れると考えたか、値切ろうとしたのか、その腹黒い考えを日本の市民に知られたくない。その「おそれ」を、「北朝鮮」に知られたら困るとの口実にして隠し通そうしており、残念なことに裁判所もそのことを認めたのだと思います。

5. 戦後補償の実現には、戦争被害の真相究明と事実認識が必要不可欠

東アジア共同体が叫ばれ、歴史認識の共有が求められていますが、政府が隠しているのは歴史認識の前提となる歴史事実なのです。

政府によるこの事実の隠蔽こそが、未だ歴史問題を解決し得ない元凶であるといわざるを得ません。政府が、被害事実を調査した数少ない例の一つに、1992 年から二年間に渡って行われた「慰安婦」問題調査があります。

この調査で日本軍の関与と強制を認定し、政府はお詫びの言葉を述べましたが、被害者に受け入れられず未だ解決に至っていません。それは、政府の事実認定が甘かったからであると考えられます。

政府が「慰安婦」の国外移送が刑法上の犯罪であり、誘拐、略取の罪にあたることを知りながら、外務省が「慰安婦」の渡航手続きを行い、閣議決定までしていたことが、最近の文書調査で明らかになりつつありますが、その時の調査では、政府の法的責任を問われる文書類は除外されていたのです。

労働者の強制動員についても、甘言をろうしての募集、労働現場での脅迫、監禁、暴力、殺害は刑法上の犯罪でしたが、政府はそれを取り締まりませんでした。そのような政府の犯罪を隠し、朝鮮人の財産を没集したのが日韓会談であったと思われます。

日本政府は、日韓会談の全貌を市民に明らかにし、三年後には半世紀となる国交正常化の現状改善し新たな日韓関係を築くために「恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚」して取り組むことが必要と思います。

¹ 政令で以下の 10 施設を「国立公文書館等」としている。

- 1.独立行政法人 国立公文書館
- 2.宮内庁書陵部図書課宮内公文書館
- 3.外務省大臣官房総務課外交史料館
- 4.東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室
- 5.名古屋大学大学文書資料室
- 6.京都大学大学文書館
- 7.神戸大学附属図書館大学文書史料室
- 8.広島大学文書館
- 9.九州大学大学文書館
- 10.日本銀行金融研究所アーカイブ